

◎新潟県告示第405号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第105条第4項で準用する第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名 称	住所又は事務所の所在地
一般財団法人 新潟県自動車標板協会	新潟県新潟市中央区東出来島14番28号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

令和8年法律第2号による改正前の地方税法附則第29条の12に規定する新潟県に納付される軽自動車税に係る徴収金

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日